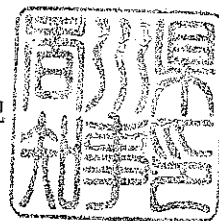


18 環水第 43877 号

平成18年12月18日

経済産業大臣 甘利 明 殿

香川県知事 真鍋 武紀



坂出發電所1号機リプレース計画環境影響評価準備書について

平成18年8月1日付けで四国電力株式会社から送付のあった標記準備書について、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定により、環境の保全の見地からの意見を次のとおり述べます。

坂出發電所 1 号機リプレース計画環境影響評価準備書について

標記準備書について、環境の保全の見地から意見を有する者の意見及びこれについての事業者の見解に配意し、また、関係市町長及び香川県環境影響評価技術審査会の意見を勘案し、慎重に検討した結果は、次のとおりである。

ついては、事業者においては、この意見を十分考慮の上、環境影響評価書を作成するとともに、事業の実施に当たっては、環境の保全上必要な措置を講じ万全を期されたい。

記

1. 全体的事項

(1) 事業計画等

二酸化炭素や窒素酸化物の排出など環境への負荷をできる限り回避・低減するため、発電設備の負荷率などを考慮し、適切かつ効率的に運転管理を行うこと。

2. 個別的事項

(1) 騒音

工事中及び施設の供用時の車両による騒音をできる限り低減するため、準備書に記載している環境保全措置を確実に実施すること。

(2) 水環境

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の排出負荷量を削減するために検討した内容を具体的に明らかにするとともに、できる限り排出負荷量の削減に努めること。

(3) 廃棄物

有効利用できない廃棄物及び発生土は、有効利用できない根拠を明らかにするとともに、できる限り最終処分量を削減すること。

(4) 温室効果ガス

四国電力株式会社全体の二酸化炭素削減目標に対する本計画の位置付けを明らかにするとともに、二酸化炭素の削減により一層努めること。